別添２

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） 四十九の六　四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフェニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 四十九の七～四十九の九　（略） 五十～六十七　（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） （新設） 四十九の六～四十九の八　（略） 五十～六十七　（略）

第二条　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） 第十二条の二　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。	（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） 第十二条の二　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略） 十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ　塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。） ロ　爆発薬 十の二～六十七　（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略） 十　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 （新設） （新設） 十の二～六十七　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。